

9-13 廃棄物等

9-13-1 予測

1. 造成等の工事に伴う廃棄物等の影響

1) 予測内容

造成等の工事に伴う廃棄物等の影響について、表 9-13-1 に示す項目について予測を実施した。

表 9-13-1 廃棄物等の予測項目

調査項目	
廃棄物	・ 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況
残土	・ 残土の発生量及び処理の状況

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域内とした。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事期間中とした。

4) 予測方法

工事計画に基づき定量的に予測した。

5) 予測条件

工事期間を通じて発生する廃棄物（廃棄物及び残土）は、以下に示す内容を想定した。

廃棄物：既存建物解体工事及び施設建設工事に伴い発生する廃棄物

残 土：ごみピット等の掘削に伴う掘削発生土

6) 予測結果

(1) 廃棄物

既存建物の解体工事及び施設の建設工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 9-13-2 に示すとおりである。

表 9-13-2 既存建物の解体工事及び施設の建設工事に伴う廃棄物の予測結果

廃棄物の種類	排出量 (t)	廃棄物の排出抑制状況	
		リサイクル及び 処理・処分の方法	リサイクル率
アスファルト	69	再資源化又は安定型最終処分	99%以上
コンクリート塊	900	再資源化又は安定型最終処分	99%以上
ガラスくず・陶器くず	350	再資源化又は安定型最終処分	90%以上
廃プラスチック	105	再資源化又は安定型最終処分	90%以上
金属くず	100	再資源化又は安定型最終処分	99%以上
木くず（建設発生木材）	208	再資源化又は焼却処理	99%以上
建設混合廃棄物	348	再資源化又は管理型最終処分	75%以上
石膏ボード	10	再資源化又は管理型最終処分場	—
合計	2,090	—	—

(2) 残土

ごみピット等の掘削に伴う残土の予測結果は、表 9-13-3 に示すとおりである。

掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（平成 14 年埼玉県条例第 64 号）に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。

表 9-13-3 残土量の予測結果

掘削発生土量 (m ³)	場内利用土量 (m ³)	場外搬出量 (m ³) (残土量)
14,000	6,000	8,000

2. 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響

1) 予測内容

施設の稼働に伴う廃棄物について、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、対象事業実施区域内とした。

3) 予測時期等

施設の稼働が定常状態となる時期とした。

4) 予測方法

事業計画に基づき定量的に予測した。

5) 予測結果

施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、表 9-13-4 に示すとおりである。

なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。

表 9-13-4 施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果

廃棄物の種類	年間排出量 (t/年)	処理方法
焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分
飛 灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分
合 計	10,405	

9-13-2 評価

1. 造成等の工事に伴う廃棄物等の影響

1) 評価方法

(1) 影響の回避・低減の観点

廃棄物等において、周辺環境に及ぼす影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかについて明らかにした。

(2) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかを明らかにした。

造成等の工事に伴う廃棄物等に係る環境保全目標は、表 9-13-5 及び表 9-13-6 に示すとおりとした。

表 9-13-5 造成等の工事に伴う廃棄物等に係る環境保全目標

影響要因の区分	環境保全目標
造成等の工事	「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）に示されている再資源率等の目標を満足することとする。

表 9-13-6 「建設リサイクル推進計画 2020」における目標

対象品目			令和 6 年度の目標
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	99%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	98%以上
建設発生土（残土）		建設発生土有効利用率	85%以上

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。

3) 評価結果

(1) 影響の回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

(2) 基準・目標等との整合の観点

造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果と環境保全目標の比較は、表 9-13-7 に示すとおりである。

造成等の工事に伴う廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

なお、残土については、可能な範囲で場内利用し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用する計画である。

表 9-13-7 造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果と環境保全目標の比較

対象品目			予測結果	環境保全目標
	アスファルト	再資源化率	99%以上	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	99%以上	99%以上
	建設混合廃棄物	排出率	16.7%	3.5%以下
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	98%以上	98%以上
建設発生土（残土）		建設発生土有効利用率	—	85%以上

注) 建設発生土（残土）の場内利用率は 43%となるが、場外での有効利用量が未定であるため、予測結果から除外した。

2. 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響

1) 評価方法

(1) 影響の回避・低減の観点

廃棄物等において、周辺環境に及ぼす影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかについて明らかにした。

(2) 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかを明らかにした。

施設の稼働に伴う廃棄物等に係る環境保全目標は、「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」とした。

2) 環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。
- ・施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。
- ・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。

3) 評価結果

(1) 影響の回避・低減の観点

施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん（飛灰）として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。

以上により、施設の稼働に伴う廃棄物（流動媒体及び飛灰）の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

(2) 基準・目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。